

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

さいたま市長

清川石人

さいたま市条例第60号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 委員会は、教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものという。）を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、第11条に規定する教職員の休日における正規の勤務時間中の勤務及び第13条第1項の規定により代休として指定された正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 委員会は、教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、第11条に規定する教職員の休日における正規の勤務時間中の勤務及び第13条第1項の規定により代休として指定された正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。